

※特例転出とは、転入先の住所地に転出証明書を提出せずに転入できる手続です。詳しくは、用紙右下□内を参照ください。 *申請者のうち、2は15歳未満のみが転出する場合です。3の場合は疎明資料が必要です。

届出日	令和 年 月 日 ※新住所に住み始めた日または引越し予定日	届出の種類			申請者	①本人 ②世帯主(員) ③法定代理人()	本人確認欄(職員記入欄)
異動日 (Date of move)	令和 2年 3月 18日	★用紙右下 内を確認し、どちらかに ○をしてください。 (1) 転出 (2) 特例転出 ※	国内 ・ 海外	世帯全部 ・ 世帯一部 (世帯主変更 有・無)		氏名 国分寺 花子 (Name) 署名(手書き)をお願いします。▲署名(手書き)をお願いします。	免・バ・住個カ・障・在特 保・年・介・社・学・カ通・住カA

旧住所 (Former address)	東京都 国分寺市 戸倉1-6-1 00アパート 201 *アパート・マンション名および部屋番号までご記入下さい						フリガナ コクランジ タロウ 旧世帯主 (The head of household) 国分寺 太郎
-------------------------	--	--	--	--	--	--	--

新住所 (Current address)	東京 都道府県 OO市OO町1-1-1 OOマンション 101 *アパート・マンション名および部屋番号までご記入下さい。海外の場合は国名のみ記入してください。						フリガナ コクランジ タロウ 新世帯主 (The head of household) 国分寺 太郎
--------------------------	---	--	--	--	--	--	--

本籍	都道府県						フリガナ コクランジ タロウ 筆頭者
----	------	--	--	--	--	--	------------------------------

転出した人 (する)	フリガナ 氏名 (Full name)	生年月日	性別	続柄	学校	国保	退	後医	介護	国民年金	児手乳医	印鑑	住個	署電	受付	
	1 コクランジ 国分寺	タロウ 太郎	明大昭平令 年 月 日	男	小 中	有 無	本 扶	有 無	審査							
	2 コクランジ 国分寺	ハナコ 花子	明大昭平令 年 月 日	男	小 中	有 無	本 扶	有 無	入力							
	3 コクランジ 国分寺	イチミ 一美	明大昭平令 年 月 日	男	小 中	有 無	本 扶	有 無	照合							
	4		明大昭平令 年 月 日	男	小 中	有 無	本 扶	有 無	印鑑							
	5		明大昭平令 年 月 日	男	小 中	有 無	本 扶	有 無	附票							

世帯主変更による続柄修正 *世帯主が転出して残る人がいる場合のみ記載

残る人の氏名	旧	新
※1には新たに世帯主になる人をご記入ください		
1 国分寺 次郎		世帯主
2 国分寺 三郎		
3		
4		

太枠の中をいに記入または〇をして下さい。(虚偽の届出は法律で罰せられます)

※本人確認書類(申請者のものが必要です)
運転免許証・旅券(パスポート)・個人番号カード・住民基本台帳カードなどの官公署発行の顔写真付きのものいずれか1点のコピー、それらをお持ちでない場合は、資格確認書・年金手帳・クレジットカード・銀行のカードまたは通帳など2点以上のコピー。※全て有効期限内で、住所記載面があるものはその部分も含めてコピー。※通知カード不可
※必ず原本をコピーしてください。原本を撮影した画像をプリントアウトしたものは認められません。

★郵送による転出の手続きについては(1)通常の転出と(2)特例転出があります。

転出する人の中に、個人番号カードまたは住民基本台帳カード(以下、「個人番号カード等」という。)を持っている人がいる場合は、「(2)特例転出」となります。※特例転出とは、転入先の住所地に転出証明書を提出せずに転入できる手続です。ただし、実際に新住所に住み始めた日から14日以上経過している場合等で個人番号カード等の継続利用が出来なくなっている場合や個人番号カード等のパスワードを忘れた場合は「(1)転出」で手続をお願いします。

(1)転出…転出証明書を送付いたします(海外転出を除く)。

【必要なもの】①この届出書、②返信用封筒(宛名と旧住所または新住所を送付先として記載の上、返信用の切手*を貼ったもの。海外の場合は不要。)、③本人確認書類(左下参照)のコピーを送付してください。*110円(速達は410円)

(2)特例転出…転出処理終了後、市民課より電話連絡させていただきます。転入先市區町村役場に個人番号カード等を持参して転入手続を行ってください。

【必要なもの】①この届出書、②本人確認書類(左下参照)のコピーを送付してください。

転入手続は実際に住み始めた日から14日以内、またはこの届出書の異動日欄に記載の引越し予定日から30日以内のいずれか早い日にち以内に行ってください。その日を超えると個人番号カード等は無効となり継続利用が出来なくなりますので、あらたに(1)の方法で再申請し、転出証明書の交付を受けていただくことになります。

※特例転出についてはその他条件があります。その他ご不明な点がありましたら、市民課庶務係までお問い合わせください。

送付先: 〒185-8501 東京都国分寺市泉町2丁目2番18号 国分寺市役所 市民課 庶務係 042-312-8603(直通)